

# 告 示

## 埼玉県告示第六十六号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、埼玉県から本庄市の区域内において行われた本庄都市計画本庄新都心土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

本庄市都市計画課

深谷市区画整理課

美里町建設環境課

上里町まち整備課

### 二 縦覧の期間

令和四年一月二十五日（火）から令和四年二月二十五日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）